

市政だより



日 日時 場 場所 内 内容 対 対象 定 定員
料 参加料 持 持参物 申 申込 問 問い合わせ

市議会定例会(6月議会)

令和2年第2回市議会定例会を開催します。

日 6月9日(火)～26日(金)(予定)

○その他 日程など詳しくは6月3日(水)10時からの議会運営委員会で決定され、市ホームページ(<https://www.city-yanai.jp/site/shigikai/>)にも掲載します。

問 議会事務局

☎ 2111 内線 511

水道メーターの取り替え

水道メーターの取り替えに委託業者(市発行の身分証明書を携帯)が伺います。取り替えに伴い費用を請求することはありません。

※水道メーターは計量法で8年ごとに交換するよう定められています。

○交換対象 蓋を開けた裏側にあるシールに「33.04」～「34.03」と書かれてあるもの



ここにシール

問 水道課 ☎ 2111 内線 651

障がい者等への軽自動車税(種別割)減免制度(要申請)

次の要件に該当する場合は軽自動車税(種別割)を減免します。

○減免要件

▼1台のみの減免 原則として①～③のいずれかの人がAまたはBを運転する場合

- ①身体障がい者、精神障がい者本人
- ②障がい者と同一世帯の人
- ③障がい者のみの世帯の障がい者を常時介護する人

A：障がい者本人が所有する軽自動車

B：障がい者と生計を同一にする人が所有する軽自動車

※障がいの程度により減免できない場合があります。

※自動車税(種別割)で減免を受けている場合は減免されません。

▼所有者・使用者・台数にかかわらず減免 構造変更(車いすの昇降装置等)を施した軽自動車

○その他

▼自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の減免を受けた場合は障がい者福祉タクシー券の交付を受けることができません。

▼自動車税(種別割)の減免は柳井県税事務所(☎ 2121)にお問い合わせください。

○申請期限 5月25日(月)

申 問 税務課

☎ 2111 内線 131,132

交通事故情報

	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
4月発生状況	7	0	8
累計	令和2年	21	0
	前年対比	-7	0

令和2年4月30日現在

ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

過去に保険料の納め忘れなどがあり、受給資格期間が10年に満たない人や納付期間が480月に満たない人は、任意加入して保険料を納めることで受取年金額を増やすことができます。

対 ①～③のいずれかに該当する人

①日本に住む60歳以上65歳未満で、以下の条件を満たす人

▼保険料の納付月数が480月未満
▼老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない

▼厚生年金保険、共済組合等に加入中でない

②65歳まで加入しても受給資格期間が10年に満たない人で、70歳まで加入したら受給資格を満たす人のみ、資格満了まで期間延長が可能

③国外に住む20歳以上65歳未満の日本人

○その他

▼令和2年度の保険料は1カ月16,540円で、③を除き原則として口座振替です。

▼任意加入期間中の保険料免除制度はありません。

持

▼年金手帳またはマイナンバーカード

▼預金通帳

▼金融機関届出印

申 問 郵送でも受け付けています。

手続方法など詳しくは問い合わせてください。

市民生活課

☎ 2111 内線 168,169

コンビニ交付サービスを一時停止します

税証明書の年度切替処理のため、以下のとおりコンビニでの住民票の写し等証明書交付サービスを一時停止します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○サービス停止日時 5月31日(日) 終日

●問い合わせ 市民生活課 ☎ 2111 内線 163



6月1日(月)～7日(日)は 第62回水道週間

○スローガン

飲み水を

未来につなごう ぼくたちで

問水道課

☎2111 内線 640

工業統計調査を実施します

製造事業所を対象に工業統計調査が行われます。

○調査期日 6月1日(月)

対製造業を営む事業所

内5～6月に調査員が各事業所を訪問します。

問県統計分析課商工労働統計班

☎083-933-2654

市政策企画課

☎2111 内線 471

耕作放棄地の解消を 支援します(要事前相談)

農地の荒廃が進むと病虫害、鳥獣被害、ゴミの無断投棄やそれによる火災、用排水施設への悪影響等が懸念されるため、耕作放棄地から農地へ復元する取り組みに補助します。

○補助条件

▼農業振興地域内の耕作放棄地(保管理している農地は対象外)

▼耕作・管理を3年間以上継続など

※詳しい条件は市ホームページを確認してください。

○補助金額上限/10a

▼開始年

①草刈り・耕起 15,000円

②草刈り・耕起・作付け(景観作物を含む) 25,000円

▼2年目:作付け(①の農地に限る。景観作物等も可) 10,000円

申問農林水産課

☎2111 内線 351

第3子以降の子を出産した家庭 にお祝状とお祝品を贈呈します

○期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

対県内在住で期間中に第3子以降の子を出産した世帯

○お祝品等 お祝状・お祝品(県

農業用ため池の届出をお願いします

農業用ため池の被災による被害を防止するため、ため池の所有者(管理者)は県・市への届出が必要です。

未届のため池がある場合や届出内容に変更があった場合は、届出書の提出をお願いします。

○対象 農業用に利用される全てのため池

※現在は農業用に利用・管理されていなくても、貯水機能のあるため池は対象です。

○届出期限

▼未届のため池 6月30日(火)

▼内容変更・廃止 変更事由発生時

○提出先 市経済建設課

●問い合わせ

市経済建設課 ☎2111 内線 371,374

県柳井農林水産事務所 ☎25 3294 (農村整備部)



産米 60kg 引換券)

○必要書類

▼出生証明書の出生子が3人以上の場合/出生証明書

▼上記以外の場合/第3子以降の子であることを証明する書類

申問詳しくは問い合わせてください。県子ども政策課

☎083-933-2754

児童手当等現況届の提出をお願いします

6月上旬に児童手当等の受給者へ現況届を送付します。期間内に提出をお願いします。

現況届は毎年6月1日の状況を把握し、受給要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合は6月分以降の手当が受けられなくなります。

○受付期間 6月1日(月)～30日(火) / 8:30～17:15 (土(日)除く)

※郵便の場合は必着です。早目に投函してください。

場社会福祉課、各出張所・連絡所

○その他 児童手当(2～5月分)は6月10日(水)支給予定

申問市社会福祉課

☎2111 内線 187

浄化槽の設置費を 補助します(要事前相談)

対公共下水道事業計画区域・農業集落排水事業区域を除く市全域
※上記区域でも地理的要件等で補助できる場合があります。

○補助対象 以下の設置費用

▼一般家庭の専用住宅に設置される10人槽以下のもの

▼小規模店舗などの併用住宅に設置される10人槽以下のもの(住宅部分の面積が2分の1以上)

※令和2年度から一部要件が変更されています。

○補助金交付までの流れ

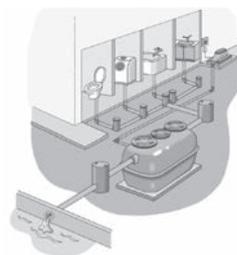
①設置工事着工前に補助金の交付申請をし、交付決定を受ける。

②設置工事の完了検査後に補助金を交付。

○申込期限 令和3年1月末

申問下水道課

☎2111 内線 293



市県民税・国民健康保険税 納税通知書を送付します

■市県民税納税通知書

○送付日 6月5日(金)

▼最新の所得証明書等(令和元年分所得等)は、6月1日(月)から市役所等の窓口とコンビニ交付により発行します(市県民税を給与天引で納付している人も同日です)。なお所得証明書等の交付には本人確認ができるもの(運転免許証等)が必要です。

※コンビニ交付はマイナンバーカードが必要

▼市県民税を給与天引で納付している人には、事業所を通じて市県民税特別徴収決定通知書を送付しています。

●問い合わせ

税務課 ☎2111 内線 133,134

■国民健康保険税納税通知書

○送付日 6月12日(金)

▼賦課限度額が改定されます。

医療保険分：63万円(令和元年度 61万円)

介護保険分：17万円(令和元年度 16万円)

▼均等割額・平等割額の軽減判定基準が見直されます。

世帯の軽減判定所得	軽減割合
33万円以下 ※変更なし	7割
33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下 令和元年度：28万円 → 令和2年度：28.5万円	5割
33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下 令和元年度：51万円 → 令和2年度：52万円	2割

(2割・5割軽減の対象者が拡大)

農作業中の事故から 身を守るために

- ▼体調管理に心がけましょう。
- ▼早めに休憩を取りましょう。
- ▼機械に巻き込まれない服装で作業しましょう。
- ▼安全キャブフレームのあるトラクターを使用し、シートベルトの着用を徹底しましょう。
- ▼路肩の走行やほ場の出入には特に注意しましょう。
- ▼機械の点検は必ずエンジンを止めた状態で行いましょう。
- ▼共同作業時には、声を掛け合い、安全を確認しましょう。

問 農林水産課

☎2111 内線 352

都市計画の案を縦覧します

日 6月12日(金)～26日(金)

8:30～17:15 ※(土)日を除く

場 県都市計画課、市都市計画・建築課

内 県が定める都市計画区域マスタープランの変更

○その他 縦覧期間中に限り、意見書(宛先は山口県知事)を提出できます。詳しくは問い合わせてください。

○意見書提出先

〒753-8501

山口市滝町1番1号

県都市計画課

問 県都市計画課

☎083-933-3733

市都市計画・建築課

☎2111 内線 231

市民相談

弁護士による福祉無料法律相談
／高齢者・障がい者優先

(要予約・市民対象)

日 5月20日(水) 9:00～11:30

場 市総合福祉センター3階研修室

内 遺産分割、債務不存在確認、成年後見申立などの初期相談

定 5人(先着順)

○相談時間 30分以内

申 問 市社会福祉協議会

☎213800





かた 宅配業者を騙るメールにご用心

宅配業者を装うメールが届き、偽サイトに誘導されたという相談がありました。

メールに添付されている偽サイトにアクセスして、アプリのダウンロードや個人情報の入力をする、不審な電話やメールが大量に届いたり、電話料金の合算払い(キャリア決済)に知らない請求が発生することもあります。

身に覚えのないメールが届き、不安なときは消費生活センターに相談してください。個人情報を入力してしまった場合でも対処法をご案内します。

●消費者相談窓口

柳井地区広域消費生活センター
(商工観光課内)

☎22125



▲LINE相談受付中

消費者ホットライン『188』 (局番なし)

全国どこからでも3桁の電話番号で最寄りの消費生活センターなどにつながり、専門の相談員がトラブル解決をお手伝いします。

一人で悩まずに、まずは相談してください。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

弁護士による無料法律相談 (要予約・市民対象)

日 6月10日(水) 9:30～12:00

場 市役所3階大会議室

定 8人(定員になり次第締切)

申問 6月1日(月) 8:30 から電話で受け付けます(先着順)。

市民生活課

☎22111 内線 161

行政・市民相談

日 6月10日(水) 13:30～16:00

／受付 15:30 まで

場 市役所3階大会議室

内 行政相談：行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

市民相談：行政書士会岩国支部
柳井地区会員による官公署手続、

書類作成等の相談

問 市民生活課

☎22111 内線 161

行政相談

日 6月10日(水) 13:30～16:00

／受付 15:30 まで

場 ふれあいタウン大島

内 行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

問 大島出張所 ☎45 2211

岩国年金事務所による 年金相談(要電話予約)

日 6月11日(木), 25日(木) 10:00～12:00, 13:00～16:00

場 市役所3階大会議室

申問 7月9日(木), 22日(水)の年金相

談の予約は6月1日(月)から受け付けます(先着順)。定員になり次第締め切るため、早めに申し込んでください。予約の際には基礎年金番号を確認します。

岩国年金事務所お客様相談室

☎0827 24 2222

心身障害児療育相談会 (無料・要申込)

日 6月11日(木) 13:00～16:00

場 県柳井健康福祉センター

○相談科目 小児科、言語、心理診断、保健衛生

対 心身に障がいがある、または障がいが疑われる乳幼児の保護者

○申込期限 5月21日(木)

申問 市保健センター ☎23 1190

公共下水道・農業集落排水使用者の皆さまへ

■使用開始・中止・変更は届出が必要です

■井戸の水量は使用人数により計算します

井戸を使用している場合、使用料算定上の井戸の水量は使用人数により計算します。井戸のみを使用または井戸と水道を併用している人は、7月から以下の認定方法により計算します。

○認定方法 6月末日の住民票の世帯人数を使用人数とする

○適用期間 7月から翌年6月までの1年間

▼適用期間中に住民票の世帯人数に変更があった場合、上下水道料金お客様センターに届出をすると、翌月分から使用人数が変更されます。

▼入院等で長期間不在になる場合、使用料の減免を受けられることがあります。

●問い合わせ

下水道課 ☎②2111 内線 292

●使用開始等の届出先

上下水道料金お客様センター

☎②2111 内線 642～644



日食観察会(無料・要予約)

日 6月21日(日) 16:30～17:30

※雨天・曇天の場合は中止。

場 柳井西中学校

定 30人(先着順)

持 日食メガネ(持っている人のみ)

○その他

幼児・児童・生徒は保護者同伴

○申込期限 6月12日(金)

申 問 生涯学習・スポーツ推進課

☎②2111 内線 331



要約筆記者養成講座

(要申込・無料)

日 6月7日(日)～12月6日(日)の毎週(日)※8/16,11/15を除く。

／10:00～17:00(全25回)

場 山口県聴覚障害者情報センター(山口市鑄銭司)他

内 手話が分からない聴覚障害者等に対して、手書き・パソコンで話の内容をその場で要約し、文字にして伝える要約筆記者を養成する講座

対 県内在住者で要約筆記による聴覚障害者等のコミュニケーション技術の習得に熱意のある人

定 20人程度

料 テキスト代3,670円

持 パソコンコースはノートパソコン(Windows8以上)、LANケーブル

○申込期限 5月25日(月)必着

申 問 山口県聴覚障害者情報センター

☎ 083-985-0611

FAX 083-985-0613



講座・教室

身体障害者定期・巡回相談(無料・要申込)

日 7月3日(金) 13:30～15:30

場 周東総合病院1階救急外来

対 県内在住の補装具費支給申請者、申請予定者など

内

▼補装具費支給の適否、処方判定および適合判定

▼身体障がいに関する医学的相談

▼補装具、補装具の装着、リハビリ等に関する相談など

○申込期限 6月23日(火)

申 問 市社会福祉課

☎②2111 内線 192

しらかべ学遊館
放課後子ども教室(要申込)

■チャレンジし隊

「チョークアートに挑戦！」

日 6月20日(土) 13:30～15:30

場 市理科研修所(柳井小学校内)

内 チョークアートでオリジナル作品作り

定 小学生10人(先着順)

料 530円(材料費・保険代)

○申込期限 6月12日(金)

申 問 しらかべ学遊館

☎②4518

山口県立大学柳井サテライト カレッジ(無料・要予約)

■国木田独歩とやまぐち～柳井市
とゆかりのある小説にふれつつ～

日 7月4日(土) 10:00～11:30

○講師 加藤禎行先生(同大学郷
土文学資料センター研究員)

場 市文化福祉会館2階大会議室

定 30人(先着順)

○その他 講座開始前に受講通知
を郵送します。

○申込期限 6月26日(金)(必着)

申問住所・氏名・電話番号を添え
て申し込んでください。

生涯学習・スポーツ推進課

〒742-8714(住所記載不要)

☎2111内線331, FAX237371

催し

柳井竹細工教室作品展

日 5月28日(木) 13:00～15:00

場 星の見える丘工房

○その他 見学者に花かご(一輪
挿し)、竹とんぼ、風車、笛い
ずれかをプレゼント(先着30人)

問 柳井竹細工教室

☎231748(安原)

「塩」ゆかりの地を歩く(要申込)

日 6月13日(土) 9:00～15:00

場 柳井港駅集合・柳井駅解散

○行程 柳井港駅→宮本塩浜→天
津橋→南浜→蛭子神社→白壁の
町並み→むろやの園→甘露醤油
資料館→柳井駅(約5km)

定 20人(先着順)

※最少催行人数10人

料 1,200円(弁当代・保険料込)

※別途むろやの園入館料が必要

○申込期限 6月6日(土)

申問 柳井市観光協会 ☎233655

ごみの野焼きは禁止されています

煙や臭いで洗濯物が干せない、窓を開けると煙が入って気分が悪くなるなどの苦情が多く寄せられています。違反した場合は罰則もあります。

▼例外として、農業のためにやむを得ないあぜ草などの野焼きは行えますが、良く乾かし、少量にとどめ、風向きなどに注意するなど近隣住民の迷惑にならないようにしましょう。

▼庭で剪定した枝や刈った草、家庭のごみは燃やさないようにしましょう。

●問い合わせ 市民生活課 ☎2111内線165



募集

県営住宅の空家入居者

○住宅名 大屋、宮野、旭ヶ丘、
新庄北の各県営住宅

○受付期間

5月20日(水)～31日(日)

(この期間の郵便局の消印があるものが有効)

※申込資格などは詳しくは問い合わせてください。

申問

〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1
(一財)山口県施設管理財団県営住宅
管理事務所岩国支所

☎0827⑩1030

戦没者遺族の慰霊巡拝参加者

対定 先の大戦の戦没者遺族(原則
80歳以下の配偶者、子、兄弟姉妹、
孫) / 地域ごとに10～100人

○主な地域 硫黄島、旧ソ連、ソ
ロモン諸島、フィリピン等

○概算経費(国内旅費は別途)

硫黄島2～3万円、その他20～

35万円・旅費の約1/3を国が
補助

申問 県長寿社会課援護班

☎083-933-2800

国勢調査事務従事職員 (会計年度任用職員)

○募集人員 2人

○応募資格 不問

○勤務内容 国勢調査等の事務
(調査準備、問合せ対応、オンラ
イン回答支援、調査票審査など)

○勤務時間 8:30～16:00のう
ち5.5時間(週5日勤務)

○勤務場所 柳井市役所

○賃金 時給897円

○採用 書類選考・面接の上で採用

○雇用期間

7月1日(水)～12月28日(月)

○申込期限 6月1日(月)(必着)

申問 履歴書を提出してください。

政策企画課

☎2111内線471



ポンプ付き給水車を導入しました

災害や断水を伴う事故などによる非常時の応急給水活動の充実を図るため、加圧ポンプを備えた給水車を導入しました。

本市におけるポンプ付き給水車の導入は初めてで、これまでと比べ、運搬可能な水量が増加し、高所の貯水槽への給水も可能となり、迅速かつ効率的な応急給水活動が可能になります。



供用開始 令和2年3月27日

【機能】

- 給水タンク容量 2,000 L
- ポンプ能力
- ▼最大揚程 25m
- ▼最大吐水量 250 L / 分
- 装備等 給水栓4か所、スピーカー、回転灯、作業灯

●問い合わせ 水道課 ☎ 2111 内線 640

市斎苑受付事務員 (会計年度任用職員)

- 募集人員 1人
- 応募資格 (土)(日)(祝)も勤務可能な人
- 勤務内容 斎苑受付事務、日常的な管理業務(清掃・草刈)など
- 勤務時間 原則隔日勤務・8:30～17:00(変動・延長の場合あり)
- 勤務場所 市斎苑
- 賃金 時給1,139円
- 採用 選考し、6月1日(月)から採用予定
- 雇用期間 6月1日(月)～令和3年3月31日(水)
- 申込期限 5月22日(金)17:00
- ④問履歴書を提出してください。
市民生活課 ☎ 2111 内線 165

甲種防火管理新規講習

- ④目 7月2日(木), 3日(金)9:00～16:00
※2日間の受講が必要です。
- ④場 市文化福祉会館2階大会議室
- ④料 3,800円(テキスト代)

- 申込期間 6月1日(月)～19日(金)
- ④問受講申込書に必要事項を記入して申し込んでください。
柳井地区広域消防本部予防課
☎ 7774

2020無事故・無違反 コンテスト150参加者

150日間無事故・無違反をめざすコンテストです。達成チームには副賞が贈呈されます。

- ④目 7月4日(土)～11月30日(月)
- ④内
- ▼オフィス・コース(事業所など): 1チーム5人
- ▼ファミリー・コース(家族、友人など): 1チーム3人
- ▼シルバー・コース(全員が65歳以上): 1チーム2人
- ④料 1人670円(運転記録証明書申請手数料)
- 副賞等 無事故・無違反を達成したチームの中から抽選で県産品、商品券等を贈呈

- 申込期限 6月30日(火)
- ④問
- ▼危機管理課
☎ 2111 内線 432
- ▼柳井警察署 ☎ 0110
- ▼県民生活課
☎ 083-933-2619

試験

刑務官採用試験

- 第1次試験日 9月20日(日)
- 受験資格
- 刑務および刑務(武道) A・B
平成3年4月2日～平成15年4月1日生まれの人
- 刑務(社会人) A・B
昭和55年4月2日～平成3年4月1日生まれの人
- 受付期間(インターネットのみ)
7月21日(火)～30日(木)
- ④問 岩国刑務所
☎ 0827 ④ 0136